

令和元年8月19日
(土木部入札審査委員会決定)

石川県建設工事請負業者の指名停止について

1 指名停止業者名及び住所

- (1) 鹿島道路株式会社 東京都文京区後楽1-7-27
- (2) 株式会社ガイアート 東京都新宿区新小川町8-27
- (3) 日本道路株式会社 東京都港区新橋1-6-5
- (4) 東亜道路工業株式会社 東京都港区六本木7-3-7

2 指名停止期間

- (1) 及び(2) 令和元年8月19日から令和元年10月18日まで (2箇月)
- (3) 及び(4) 令和元年8月19日から令和元年9月18日まで (1箇月) ※

3 指名停止理由

アスファルト合材の製造販売業者が、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和元年7月30日、公正取引委員会は違反事業者を公表し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったことを発表した。

違反事業者には、上記4者が含まれており、独占禁止法違反行為については、石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第2第8号に該当すると認められるため、指名停止とする。

4 石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第2(贈賄及び不正行為等に基づく措置基準)

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 8 石川県、新潟県、富山県及び福井県の地域内において業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(前号及び第13号に掲げる場合を除く。)	2箇月以上 9箇月以内

※課徴金減免制度の適用があったため、指名停止の期間を2分の1とする。

土木部監理課 入札・契約G
担 当 大野
内 線 5023
外 線 076-225-1712